

# 富里市近くであんしん多世代住宅支援補助金交付要綱

(令和7年3月31日告示第44号)

(趣旨)

第1条 この要綱は、子育て世帯とその親世帯が家族の支え合いによる子育てをしやすい環境づくりと高齢者が安心して暮らせる環境づくりの推進を目的とし、子及び親が同居又は近隣に居住するための新築、増築、建て替え及び購入に要する経費に対し、予算の範囲内において富里市近くであんしん多世代住宅支援補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、富里市補助金等交付規則（平成19年規則第10号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 子世帯 親の1親等の卑属又はその配偶者を含む世帯員で構成された世帯をいう。
- (2) 親世帯 子世帯の親が含まれる世帯をいう。ただし、介護保険施設等に入所し、又は入居している親を除く。
- (3) 補助対象住宅 次に掲げる要件のいずれにも該当するものをいう。
  - ア 市内に建築された自己の居住の用に供するための住宅（共同住宅及び店舗併用住宅を含む。）であること。
  - イ 都市計画法（昭和43年法律第100号）並びに建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項、第6条の2第1項及び同法第3章の規定に適合する建築物であること。
  - ウ 住戸専用面積が、国土交通省の住生活基本計画における最低居住面積水準の面積以上であること。
- (4) 近居 子世帯及び親世帯が次のいずれかであることをいう。
  - ア 子世帯及び親世帯が市内に居住していること。
  - イ 子世帯が市内に居住しており、かつ、親世帯との住宅間の直線距離が2キロメートル以内であること。
- (5) 同居 子世帯及び親世帯が同一の住宅に居住することをいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する子世帯とする。

- (1) 市内に補助対象住宅の新築、増築、建て替え及び購入（以下「住宅取得」という。）をし、当該補助対象住宅を不動産登記法（平成16年法律第123号）の規定による建物の所有権保存登記又は所有権移転登記（以下「所有権登記」という。）から1年以内に取得住宅へ移転する者全員の移転が完了していること。
- (2) 補助金の交付の申請をした日が属する年度の4月1日時点において、子世帯が18歳未満の子ども（出産予定を含む。）を育てている世帯又は夫婦のいずれかが40歳未満の世帯
- (3) 子世帯が取得した住宅の持分割合が2分の1以上であり、最も多いこと。
- (4) 補助金の交付決定を受けた日から10年間住宅を使用すること。
- (5) 以前に補助金の交付を受けたことがないこと。
- (6) 子世帯及び親世帯の全員が市税の滞納がないこと。
- (7) 同居又は近居するために本市に転入してきた子世帯及び親世帯については、転入前の市区町村に市町村税の滞納がないこと。
- (8) 子世帯及び親世帯の全員が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。
- (9) 次のいずれかに該当する行為（イ又はウに該当する行為であって、法令上の義務の履行としてするものその他正当な理由があるものを除く。）をした者（継続的に又は反復して当該行為を行うおそれがないと認められる者を除く。）でないこと。
  - ア 自己若しくは他人の不正な利益を図る目的又は他人に損害を加える目的で、情を知って、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員を利用する行為
  - イ 暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら、暴力団員又は暴力団員等が指定した者に対して行う、金品その他財産上の利益若しくは便宜の供与又はこれらに準ずる行為
  - ウ 市の事務又は事業に関し、請負契約、物品を購入する契約その他契約の相手方（法人その他の団体にあつては、その役員等）が暴力団員であることを知りながら、当該契約を締結する行為
- (10) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者でないこと。

2 前項の規定にかかわらず、第6条の規定による申請書を提出する時点において、次の各号のいずれかの場合に該当する子世帯は、補助対象者としな

- (1) 既に住宅を取得し、親世帯と近居又は同居をしている場合
- (2) 既に親世帯が所有している住宅に同居している場合
- (3) 親族から住宅を取得した場合
- (4) 申請者が住宅を購入していない場合

(暴力団密接関係者)

第4条 規則第20条第1項第3号の市長が定める者は、前条第1項第9号又は第10号に該当する者とする。

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、住宅取得に係る売買契約金額又は建築工事請負契約から消費税及び地方消費税を控除した額とする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、補助対象経費の2分の1の額（千円未満の端数は、これを切り捨てた額）又は60万円のいずれか少ない額とする。

(交付申請)

第7条 補助金の交付を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、富里市近くであるしん多世代住宅支援補助金交付申請書（別記第1号様式）に次に掲げる書類を添付して、所有権登記後1年以内に、市長に提出しなければならない。ただし、市長が特に認めた場合は、この限りでない。

- (1) 子世帯及び親世帯全員の住民票
- (2) 子世帯及び親世帯全員の戸籍全部事項証明書又は戸籍謄本
- (3) 誓約書兼同意書（別記第2号様式）
- (4) 建物工事請負契約書又は建物売買契約書の写し
- (5) 近居又は同居をする住宅の位置図
- (6) 平面図、立面図等住宅の内容が確認できる書類
- (7) 住宅取得に係る領収書の写し
- (8) 建物の登記事項証明書
- (9) 建築確認検査済証の写し
- (10) 子世帯全員の市町村税の滞納がないことを証する書類
- (11) その他市長が必要と認める書類

(交付決定)

第8条 市長は、前条に規定する申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、富里市近くであるしん多世代住宅支援補助金交付決定（却下）通知書（別記第3号様式）により申請者に通知するものとする。

(交付の請求)

第9条 前条の規定により通知を受けた者（以下「交付決定者」という。）が、補助金の交付を請求しようとするときは、同条の規定による交付決定のあった日の属する年度の3月31日までに、富里市近くであるしん多世代住宅支援補助金交付請求書（別記第4号様式）を市長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し)

第10条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申請その他不正な手段により補助金の交付決定又は補助金の交付を受けたとき。
- (2) 交付決定のあった日から10年を経過する前に同居又は近居を解消したとき。ただし、死亡、入院その他やむを得ない理由があると認められるときを除く。
- (3) 補助対象住宅を自己の居住の目的以外の用途に使用したとき。
- (4) その他この要綱の規定に違反する等の理由により、市長が補助することが適当でないとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消すときは、富里市近くであるしん多世代住宅支援補助金交付決定取消通知書（別記第5号様式）により、交付決定者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第11条 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、既に補助金を交付しているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

2 前項の返還命令は、富里市近くであるしん多世代住宅支援補助金返還命令書（別記第6号様式）により行うものとする。

(調査)

第12条 市長は、補助事業の適正な執行を期するため必要と認めるときは、子世帯及び親世帯全員に対して必要な調査をすることができる。

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和7年4月1日から施行する。

(失効)

2 この告示は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日以前にこの告示の規定により補助金の交付決定等がなされた事業については、この告示の規定は、なおその効力を有する。